

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L
1	金慶南調査様式											
2	形態記号	ファイル番号	アイテム番号	ファイル名	ファイル作成者	アイテム名	アイテム作成者	アイテム受権者	ファイル作成年月日	公開評価	非公開理由	備考
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												

【資料分類】

- ①個人資料
- ②医療関連資料
- ③患者・支援団体資料
- ④弁護士資料
- ⑤裁判資料
- ⑥企業資料
- ⑦公文書
- ⑧報道資料
- ⑨その他

(出典) 島津良子「薬害資料アーカイブ構築のために」『薬害資料データ・アーカイブズ基盤構築とその為の体制整備』(課題番号: H30-医薬-009)平成 30 年度厚生寮同省科学研究費補助金 研究現況調査 総括報告書)、研究代表者藤吉圭二(追手門大学社会学部教授)、2019 年 3 月

1. 薬害資料の分類とその特徴(発生順)

①個人所蔵の資料

薬剤の現物、服用方法が書かれた薬袋、被害状況のわかる写真、家族の看護日誌、母子手帳、医者とのやり取りのメモ、健康被害の実態が日にち単位でわかる患者の手帳やメモ類、(和解後も含めて現在までの)被害者本人の闘病や生活状態を示す日記や手紙、患者や家族が入手した被害者への投薬記録や医療カルテ、同様の被害者がいることがわかって後、患者当事者団体結成までの呼びかけや連絡などの記録類等々。

これらは健康被害が「薬害」と認識される以前の、起こった事柄に最も近い時期の、被害発生当初の実態を示す重要な資料であるとともに、人に読ませるために作成されたものではなく、断片的であったり、当時の感情の波をも未整理のままさらけ出したりという、きわめて個人的な記録である。和解成立後は、終わったこと、つらい、忘れたい記憶となり、家族内の葛藤や個人生活の見せたくない一面をも含むこれらの資料は、提供することに大きな痛みを伴い、特に亡くなった患者の遺品は、家族からの提供がためられる資料である。

和解後も、被害以前には当たり前のものであった生活の一部を奪われたまま患者個人の人生は続く。ショウガイなどの健康被害以外にも、仕事ができないなど、社会からの強制退去と生活の経済的不安、各種の二次被害と差別の存在、被害を証明する記録の有無や被害の軽重による被害者の分断、妬み差別、賠償金などの金銭を巡る様々なトラブル等々も現れてしまう資料であり、実態を示すがゆえに所蔵者が無条件には提供できない資料群でもある。

加えて、被害発生当時最も情報から遠かった患者本人や家族が、なぜこんな状態となったのかを知ろうとして、個人的努力によって収集、保管してきた②、⑤、⑥、⑦の資料をも含み、特に自らの体調の記録や日付のある服用記録、闘病日誌などは、②の医療関係資料や⑤の企業資料などの資料についての検証には不可欠な資料である。

これらの資料はあくまで個人の大事な記録であり、提供された資料の公開、活用については、個人名の記号化、当事者死後の公開などの公開条件が検討され、現物の返却を含めて所蔵者の意思が最大限認められるべき資料である。

②医療関係者(医療機関)の資料

カルテ、投薬記録、診断書など、患者への医学的処置の記録。医師や医療機関の協力なしには入手困難な資料。患者自身がかろうじて入手できた自分自身の医療関係資料は①の個人資料に残り、患者団体がその後裁判の過程で入手した医療関係資料は③の裁判資料に残される。両者は②には本来どんな資料があるはずなのかを示すのぞき窓となり、まだまだ眠っているであろう②の医療関係資料への手がかりを提供する。患者サイドからは極めてアクセス困難な資料群であり、③の裁判資料に使われたのはそのごく一部である。ただし、医学的情報とはいえ、そのほとんどが究極の個人情報であり、新たな差別を引き起こし、患者の将来の人生にも影響する可能性もあり、取り扱いには注意が必要である。

これらの医療記録を入手するため、提訴時にあえて医者被告から外した例もある。責任追及を恐れ、改竄や隠蔽、廃棄の起こりやすい資料であり、①で患者が保有する記録があれば、照らし合わせる必要がある。

③患者（+支援者）団体の資料

患者団体が保有するこの③の資料群が、今回の科研事業の主要な収集対象資料である。

健康被害がまだ薬害と認識されなかった時期からの、患者の被害状況アンケートの回答原本など患者当事者たちの置かれた状況を集団的に示す資料や、患者団体結成の呼びかけ、当事者団体結成に至るまでの経過資料は、個人情報①の中に多く残ると考えられるが、団体結成後は、製薬会社や行政との交渉記録や抗議行動の記録等、団体結成後から長期にわたる裁判闘争の時期には原告団としての情報共有のため、大量の記録が作成、蓄積された。当初最も薬害関連資料を持たなかったのが当事者である患者たちであったが、責任追及、裁判提訴にあたって収集、蓄積された膨大な資料が患者団体に保有される。その資料の出所は多岐にわたり、①、②、④、⑤、⑥、⑦までの多様な出自の資料が混在している資料群である。

運動の長期化と共に団体の主要な担い手も変化し、特に団体形成期、運動の初期資料は個人情報として散逸する危機にある。また、団体結成後も長期間にわたるメンバー間の情報交換や団体の動きに対する個々の当事者の心情は、①の個人的手紙類に集中的に現れると思われる。その意味で、②の患者団体資料と個人情報①とは相互に補完関係にある。

発生時期が古い薬害被害者団体の資料は、和解の成立、患者団体の解散、担い手の高齢化などによる事務局の縮小などによって、資料散逸の危機にある。逆に補償等について、裁判や行政との交渉が現在も継続されている団体では、まだすべてをオープンにできない現用文書としての性格を持つ資料をも含んでいる。患者団体内部での意見対立や葛藤、分裂などを示す資料も存在し、当事者としては、見せたくない資料かもしれないが、これらは事実経過の一部であり、将来的には後世の歴史的教訓となる資料でもある。①③共に記憶間違いや、当事者団体内の対立や立場の違いによる批判や攻撃の表出なども含まれ、被害当事者の団体であるが故の出所バイアスも存在する。

また、文字による記録史料だけではなく、団体の会議の録音、抗議行動や集会の写真やビデオ、タスキやゼッケン、旗、横断幕、鉢巻きなどの物品、配布したビラやチラシ（印刷物、電子データ）なども多く残されており、これは、①にも残存する。

患者団体の資料には、相互の協力関係の中で、あるいは薬被連などを通じて交換、配布された複数の患者団体にわたる薬害関連資料や、薬害以外の多方面の支援者、協力者からの資料も混在する。個別薬害ごとの横断検索を可能にする目録事項が必要である。

④裁判資料

裁判の記録は、判決書については国立公文書館に移管されて永久保存される公文書となるが、判決に至るまでの経過すべてが残されるわけではない。当事者の主張や法廷でやり取りの速記録は判決が確定してから5年で廃棄されてしまう。これだけでは裁判が公正に行われたかどうかの将来の再検証は不可能である。

薬害裁判に関する膨大な資料は、弁護団のメンバーであった弁護士の手元に残り個人情報となっているか、あるいは弁護士事務所に眠っているケースがある。弁護士事務所にある場合、その収納スペースは限られており、和解成立のあと年数を重ねると共に廃棄の危機が迫っている。弁護士保有の裁判記録は重要な再検証資料として、患者団体資料と共に保存されるべきものである。但し、裁判資料の提供には、扱った事案に関する弁護士の守

秘義務について考慮する必要がある、提供に際しては、資料保有者である弁護士に、どのような資料が残存しているのかを研究班が調査することに同意してもらい、という手続きと共に調査者（科研事業の研究班）の守秘義務厳守の誓約書等が必要であろう。

裁判記録のうち主要な部分は、裁判原告の個人情報①と③の患者団体資料にも全く同一の資料が残る可能性があり、①、②、③内の同一資料の重複を把握することが必要となる。また、提訴に至るまでの資料、被告は誰か、原告には誰と誰になるか、実名原告か匿名か、提訴に関わる葛藤と確執などの複雑な経過は①③に残るが裁判資料には残らない。その意味でも①③は④を補完する資料となる。

各地の被害者団体を訪問して実施した説明会では、裁判資料はあくまで勝訴という目的のために作成された資料であり、弁護士主導による文面作成の結果であることを指摘する当事者のコメントもあった。裁判官へのアピールを考慮することによって、当事者の心情との一定の乖離も起こっていたと考えられる。逆に自分ではまともでなかった心情が弁護士の手を借りることで明確になったという声もあった。ここでも、④の利用にあたっては、裁判当事者の①③などの資料と照らし合わせる必要となる。

⑤（製薬会社などの）企業資料

内部告発によって明らかにされる企業資料もあるが、強制力なしには入手困難な資料である。仮に入手できたとしても、当然、利害による改竄、隠匿、廃棄などの起こる可能性の強い資料である。その内容も責任追及を避けるためのバイアスを大きく受ける。限られた資料しか外部からは見えない資料であるため、裁判の過程で一部明らかになった資料、患者や家族の個人的努力で入手された企業内資料などは、数少ない貴重な資料となる。

「真相が知りたい」という患者の望みは、必ずしも犯人捜しと加害者糾弾だけが目的なのではない。薬害の根絶、再発防止のためにこそ、真相が知りたいのである、説明会の会場では、たとえば航空機事故の再発防止のための検証には、免責もあるという例も参考にするべきではないか、という意見が出された。今後は企業の協力を呼びかけながら、⑤の資料や②の資料を歴史的資料として収集する方法を考えることも必要であろう。

⑥行政資料（厚労省、府県文書など）

④でも指摘した通り、現在「公文書」と呼ばれ国立公文書館で永久保存される行政文書は、決定された事項だけが保存され、その決定に至る文書は保存されないことが多い。近年起こった一連の公文書の隠匿、改竄問題への再発防止に向けて、内閣府はチェック・管理機能を強化するとしているが、上からの管理強化から出てくるのは、問題になりそうな文書はあえて作らない、あるいは軽微な文書として早急に廃棄するという官僚的付度であり、根本的な解決にはならない。

記録の欠落は歴史の歪曲を生むだけでなく、組織や官僚自身にも大きな不利益を生み出す。たとえば、戦争犯罪に問われることを恐れて軍は敗戦時に大量の記録を焼却した。このため戦争犯罪に問われて身に覚えのない人たちも反証できる証拠を失い、900人以上のB、C級戦犯が死刑となったという事実がある。行政の政策が仮に正しい方向を向いていたとしても、記録がなければその正しかったという論証もまた、不可能になるのである。このことを行政マン一人一人に繰り返し伝えなければならない。

薬事行政についても、データ隠しや存在しないとされた行政文書の新たな「発見」は繰り返されてきた。情報公開法による開示請求をしても、問題になりそうな部分を塗抹処理した通称「のり弁」と呼ばれる状態での公開が多発し、情報公開の現状も政策決定のプロセスを可視化し、民主主義の砦とするというアーカイブの目的には程遠い状況である。

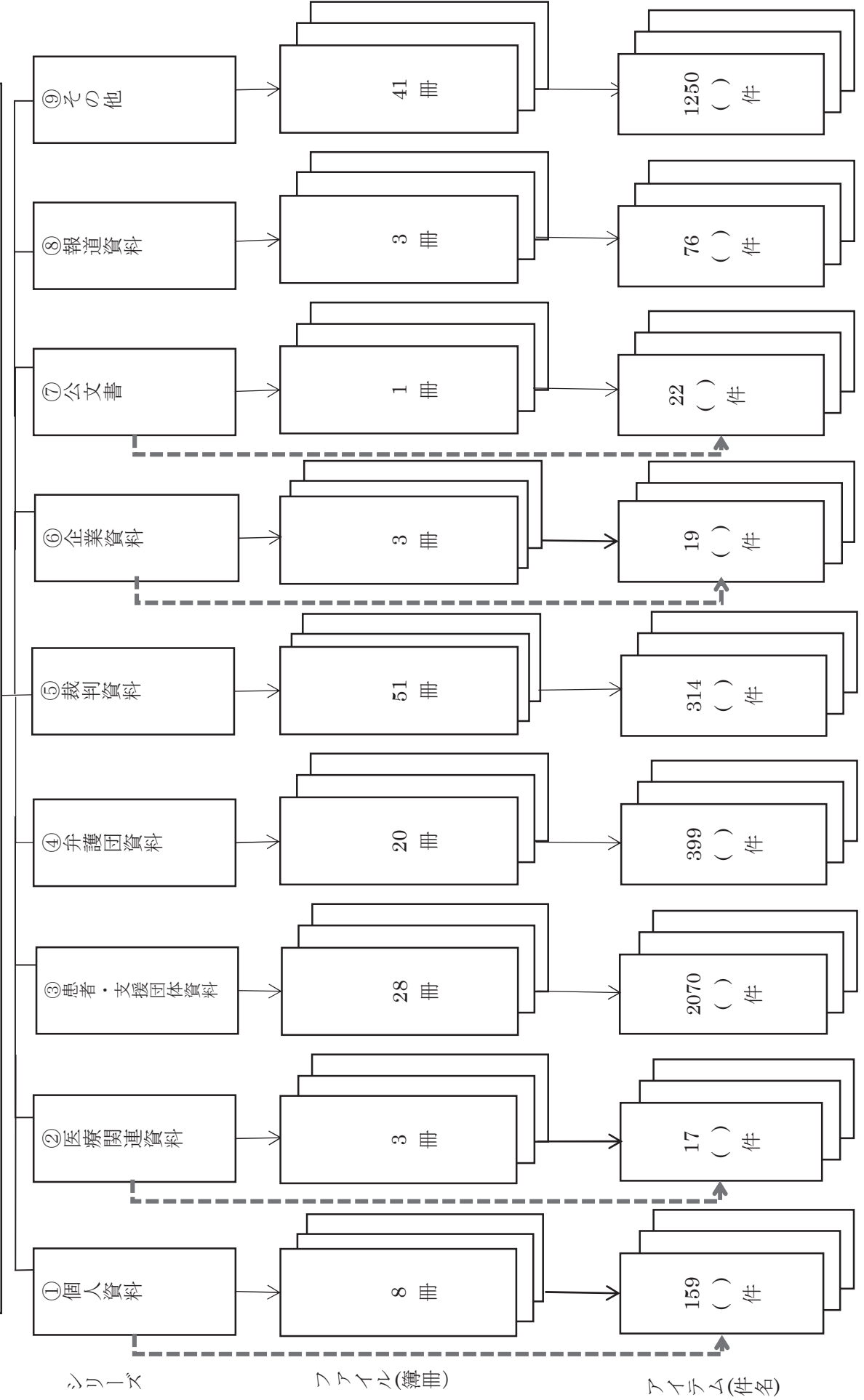
患者サイドの資料を対峙させることで、ねばり強い開示請求を続け、良心的な行政担当者の「個人所蔵資料」、「個人的メモ」などを発掘することも必要となる。

⑦報道・出版資料、参考資料

健康被害発生の新聞報道記事をはじめ、患者団体結成や裁判の新聞報道など、初期の薬害を報じた中心は新聞記事であった。雑誌記事やテレビ番組の報道もある。その後、患者団体発信の小冊子、パンフ・出版物、書籍などが増え、当事者の声がある程度伝わるようにはなったが、マスコミ報道は、読者、視聴者に薬害の悲惨さを伝えようとすればするほど、被報道者の意図との乖離を生み出すこともあったと思われる。

他には、医療関係論文や医学に関する新聞報道などの参考資料もある。

福岡スモン基金シリーズ・島津案(箱1～7のみ)



薬害資料のシリーズ・資料分類に関する先行研究

●清水善仁「環境アーカイブズ 10 年の記録」『記録と史料 No. 29』2019 年 3 月、p27

整理が完了した資料群は、資料の寄贈者と覚書を取り交わした上で、PDF 化した資料目録を環境アーカイブズの Web サイトに掲載することにより一般公開としている。公開にあたっては、資料目録とともに解題にあたる「資料群概要」を作成し、それをあわせて掲載することで利用者に対して当該資料群の伝来や内容、目録編成の方針等について解説している。ただ、環境アーカイブズではデータベース・システムを構築していないことから、資料の検索手段は当該資料群の PDF 目録のみであり、パソコンの検索機能 (Ctrl+f) 等を利用する以外にはない。加えて、この方法による検索は一つの資料群のなかだけで完結しており、複数資料群の横断的な検索ができないのが難点である。環境アーカイブズが所蔵する資料はそれぞれに関連性があり、例えば〈薬害⇔公害〉〈原子力問題⇔市民活動資料〉のように、相互に共通する資料が含まれていることが多い。横断検索が実現できれば、利用者に当初想定していなかった資料にめぐりあう可能性を提供することになり、きわめて有意義な取り組みになると考える。近年、様々なアーカイブズ機関でおこなわれているデータベースの事例等も参考にしつつ、その構築を進めていきたい。

●鈴木玲(研究代表者)・金慶南(研究リーダー)「2015 年度薬害資料データ・アーカイブズの基盤構築に関する総合研究 資料現況調査報告書」『(課題番号：H27—医薬—指定—003)平成 27 年度厚生労働省科学研究費補助金 研究現況調査 総括報告書』2016 年 3 月、p18

(金慶南氏作成表)

薬害資料の発生サイクルによる収集対象記録

	資料のサイクル	記録区分	収集対象記録
⑥→	薬品の生産	民間記録	薬品生産企業が作成した資料
⑦→	薬品の許可・流通を承認	公共記録	医薬品許可担当の行政官庁が作成した資料
①②→	薬害の被害	民間記録	医療機関および薬害被害者が作成した資料
⑤→	薬害の承認・裁判	公共記録	医薬品被害担当部局、裁判所、国会議員などが作成した資料
③④⑤→	薬害を防ぐ活動資料	民間記録、 公共記録	薬害を防ぐため活動をしている国・地方自治体・裁判所・弁護士・立法機関・市民支援団体・教育機関などが作成した資料

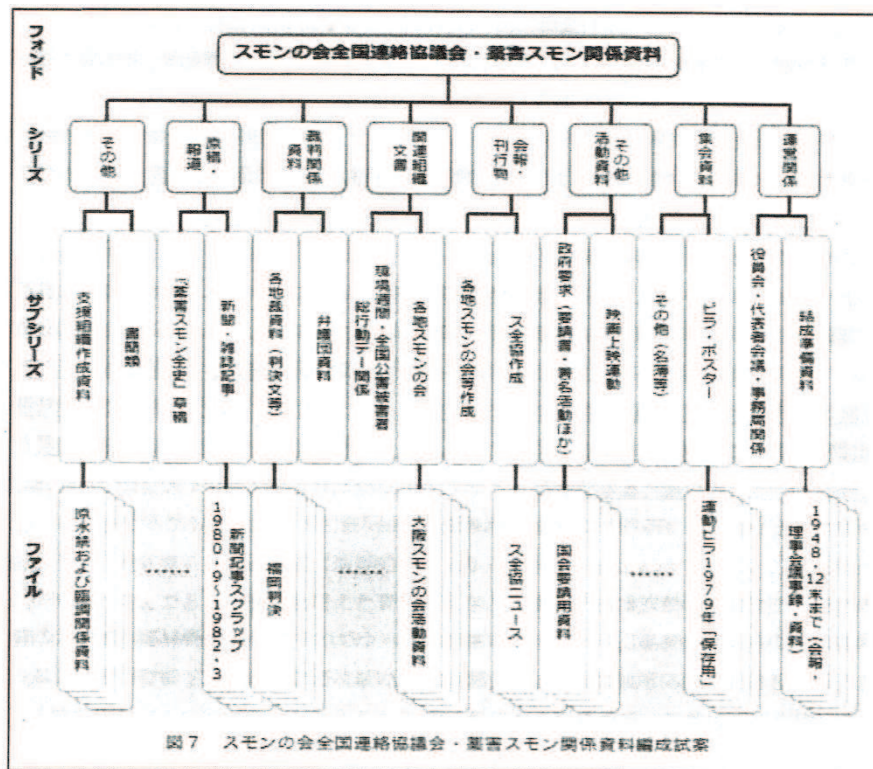


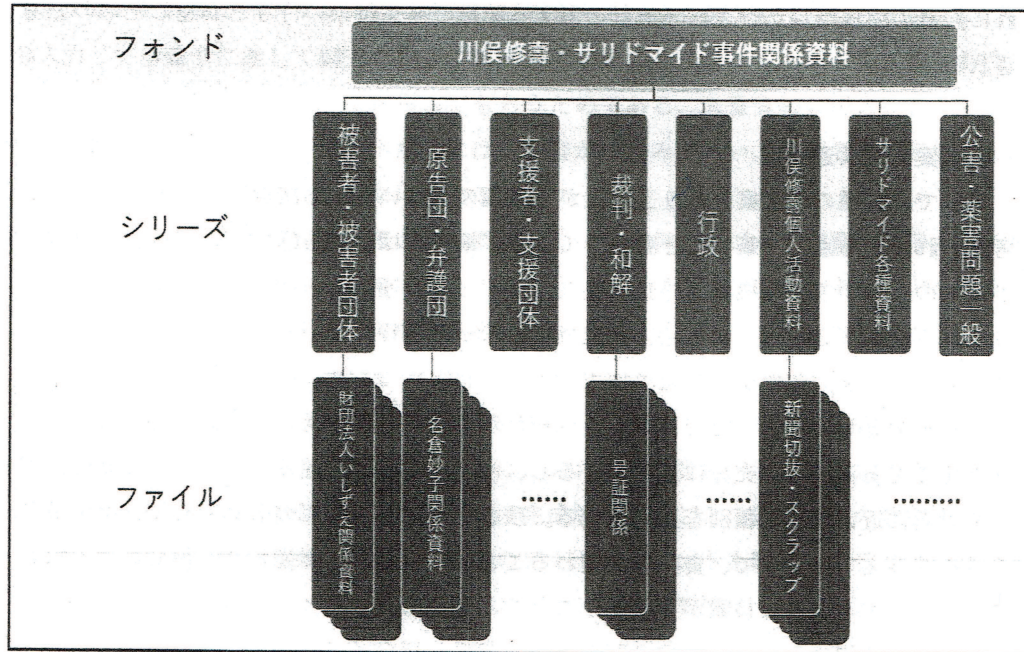
図7 スモンの会全国連絡協議会・薬害スモン関係資料構成図案

川田恭子, 2019年8月, 「スモンの会全国連絡協議会・薬害スモン関係資料公開の意義と課題」, 『大原社会問題研究所雑誌』第730号, 15頁.

・ 薬害スモン被害者にとって資料が持つ力とはなにか。スモンは、1950年代に1万人以上の患者をだした戦後最大の薬害である。薬害スモン資料とはなにかという大きな話をするには、薬害スモンのステークホルダーと彼らが作成した資料を網羅的に表現しなければならないだろう。おそらく、スモン被害者、被害者団体、弁護士支援組織、報道、製薬会社、国(厚生省) 医師および医療関係者、そして社会一般の人々という区分けになるのではないかと思う。

「スモンの会全国連絡協議会・薬害スモン関係資料公開の意義と課題」『大原社会問題研究所雑誌 730号』2019年8月、p3

●長谷川達朗(サリドマイド資料)



長谷川達朗,「第3次寄贈分川俣修壽・サリドマイド事件関係資料の概要」, 環境・市民活動アーカイブズ資料整理研究会「サリドマイド事件関係資料を公開する——被害の記録、継承の意義をめぐって」, 2021年3月16日.

●橋本陽「個人文書の編成—環境アーカイブズ所蔵サリドマイド関連資料の編成事例—」『レコード・マネジメントNo. 66』2014、p51~52

サリドマイド関連資料(0006)のように、主として収集されてきた記録から構成される資料群には、検討してきた北米における編成の方法論は有効ではなかった。しかし、シリーズを設定せず、ファイルを単純に並べたようなリストを提示するだけでは、資料の関連性を提示することはできず、また検索に難が生じる。そこで、ペアマンのいう出所がアクセスポイントとしても機能するという議論を想起し、もう一度出所が有効かどうかを検討する。

……………(中略)……………

彼らの考えを取り入れサリドマイド関連資料(0006)の編成に、社会的出所や場所の概念を取り入れた。環境アーカイブズに寄贈した川俣を越えて、川に渡された資料が、どのような場所や社会的関係性から成立するに至ったかを想定した。この想定についてはミーハンの議論を採用した。出所を抽象的に策定し、それとサリドマイド関連資料(0006)にあるフラットファイルや封筒、単独で存在する資料を照らし合わせた。その結果、幾つかのシリーズを設定することができた。主要なものは以下の六種である。

- シリーズ 1 : 原告団・弁護団、1960-1981
- シリーズ 2 : 支援者・支援団体、1964-1982
- シリーズ 3 : 裁判・和解、1952-1974
- シリーズ 4 : 行政、1963-1967、2006-2007
- シリーズ 5 : サリドマイド各種資料、1968-1976
- シリーズ 6 : 公害・薬害問題一般、1971-2009

図1 階層重視のシリーズ

資料 8

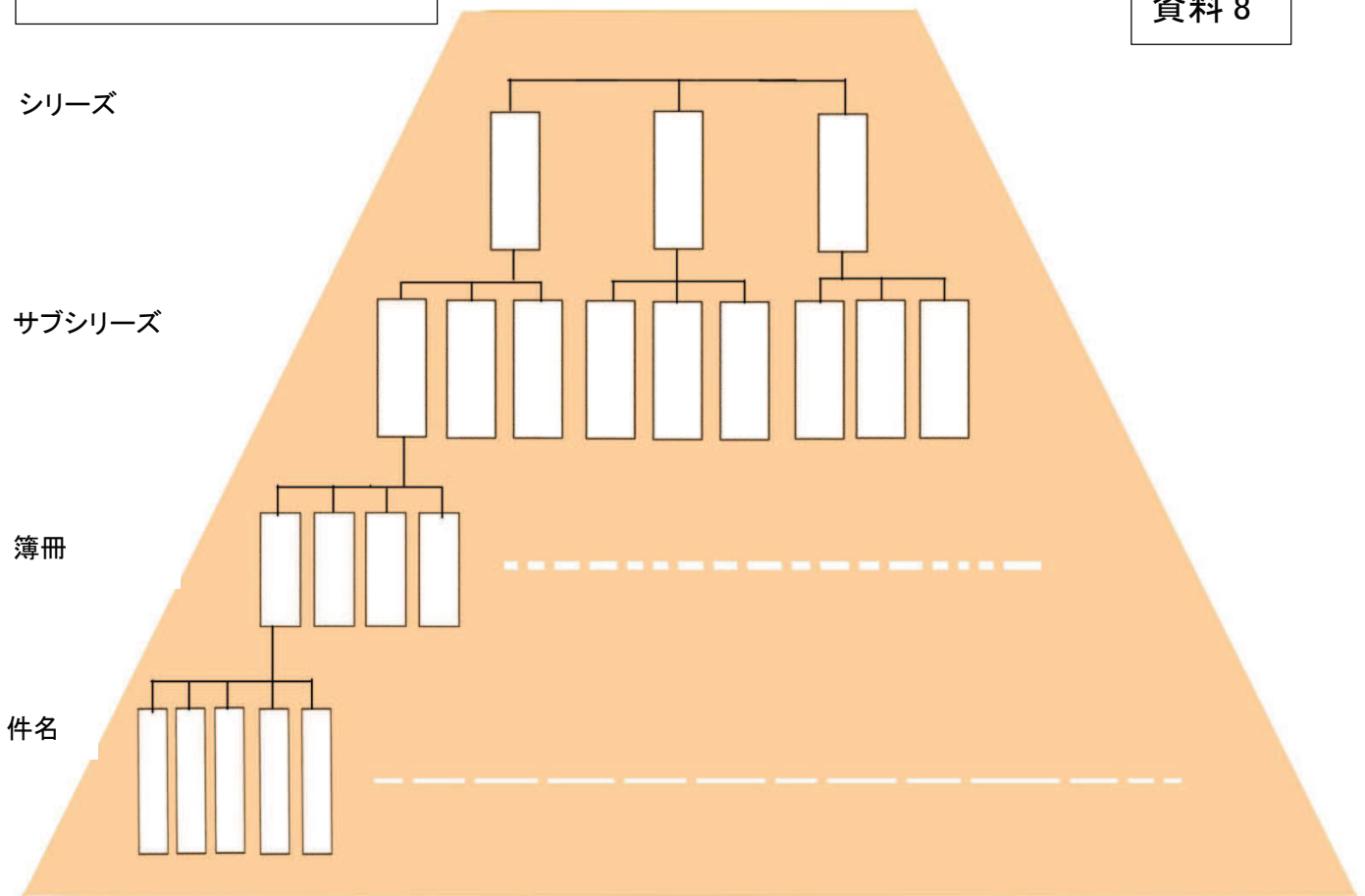


図2 アーカイブ同士の相互検索

福岡スモン基金所蔵資料
(厚労省科研 研究班)

他館所蔵の薬害資料(例：法政大学環境
アーカイブズ所蔵資料)

評	非公開理由	備考	薬害名	資料分類	キーワード
			スモン	①	〇〇 …… ▲▲
			スモン	②	
			スモン	③	
			スモン	④	
			スモン	⑤	
			スモン	⑥	
			スモン	⑦	
			スモン	⑧	
			スモン	⑨	
			スモン	⑩	
			スモン	⑪	
			スモン	⑫	

評	非公開理由	備考	薬害名	資料分類	キーワード
			スモン	①	〇〇 …… ▲▲
			スモン	②	
			スモン	③	
			スモン	④	
			スモン	⑤	
			スモン	⑥	
			スモン	⑦	
			スモン	⑧	
			スモン	⑨	
			スモン	⑩	
			スモン	⑪	
			スモン	⑫	

他館所蔵の薬害資料に、薬害名と①～⑨の共通分類(暫定)を追加すれば、共通ルールでの検索が可能になる。

他のアーカイブに薬害資料の 3 項目(薬害名、資料分類、キーワード)を追加)

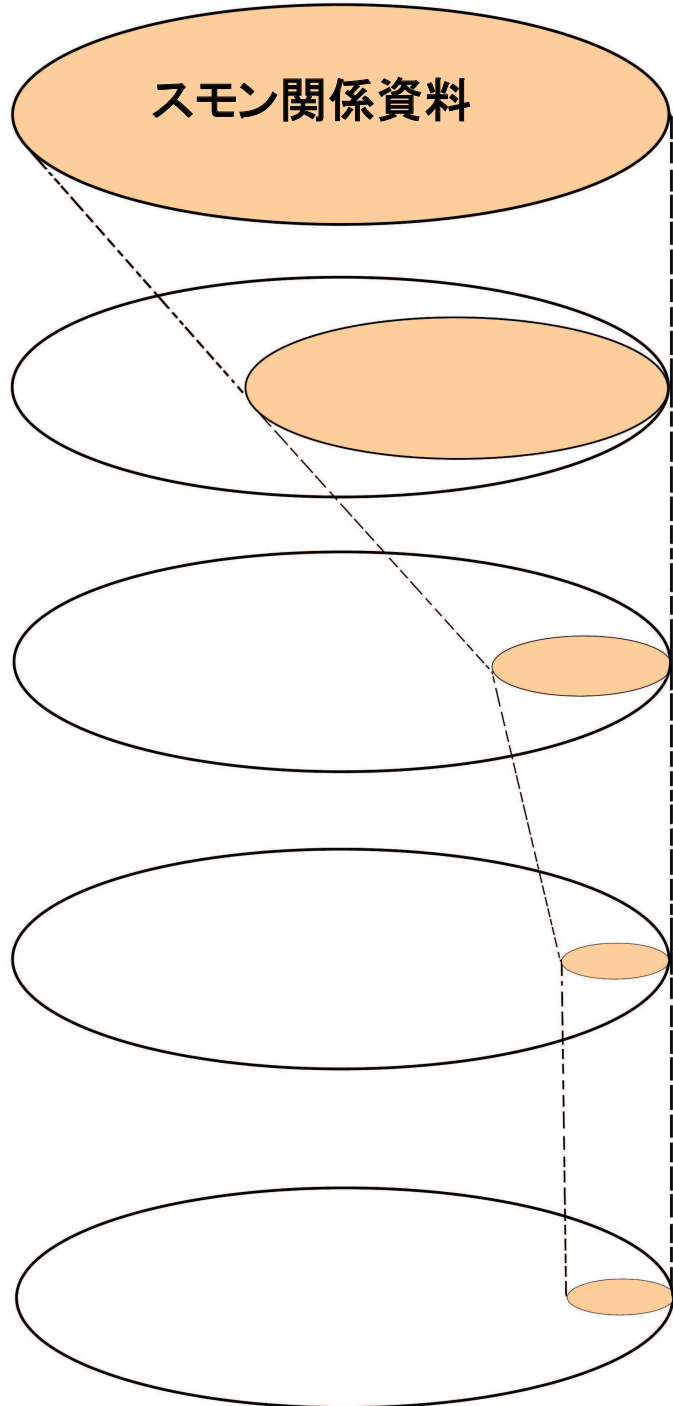
福岡スモン基金資料
(検索用 3 項目)

法政大学環境アーカイブズ
(検索用 2 項目:「薬害名」、共
通分類①～③)を追加?)

公害資料館
(キーワードに「薬害」あり)

各公文書館
(キーワードに「薬害」あり)

大学文書館
(キーワードに「薬害」あり)





広島平和記念資料館

広島県広島市中区中島町1-2 / 1-2 Nakajima-cho, Naka-ku, Hiroshima

[Webサイトを開く](#)

広島平和記念資料館は、原爆による被害の実相をあらゆる国の人々に伝え、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に寄与するため、1955年(昭和30年)8月に開館しました。被爆者の遺品や被爆の惨状を記録した写真、「市民が描いた原爆の絵」などの資料を収集・展示するとともに、広島の被爆前後の歩みや核時代の状況などについて紹介しています。

データベース



広島平和記念資料館平和データベース(図書)

広島平和記念資料館

広島平和記念資料館が所蔵する資料のうち「図書」の情報を収録したものです。



広島平和記念資料館平和データベース(雑誌)

広島平和記念資料館

広島平和記念資料館情報資料室が所蔵する資料のうち「雑誌」の情報を収録したものです。



広島平和記念資料館平和データベース(音楽・音声)

広島平和記念資料館

広島平和記念資料館が所蔵する資料のうち「音楽・音声」の情報を収録したものです。



広島平和記念資料館平和データベース(美術品)

広島平和記念資料館

広島平和記念資料館が所蔵する資料のうち「美術品」の情報を収録したものです。



広島平和記念資料館平和データベース(写真)

広島平和記念資料館

広島平和記念資料館が所蔵する資料のうち「写真」の情報を収録したものです。

広島平和記念資料館平和データベース(原爆の絵)

広島平和記念資料館

広島平和記念資料館が所蔵する資料のうち「原爆の絵」の情報を収録したものです。

当サイトの一部では、サイトへのアクセス分析やサイトの利便性向上を目的として、クッキー(cookie)を使用しています。詳細は、[プライバシーポリシー](#)をご覧ください。

[同意する](#)



広島平和記念資料館

広島平和記念資料館が所蔵する資料のうち「動画」の情報を収録したもの。



広島平和記念資料館平和データベース(被爆資料)

広島平和記念資料館

広島平和記念資料館が所蔵する資料のうち「被爆資料」の情報を収録したもの。



広島平和記念資料館平和データベース(被爆者証言ビデオ)

広島平和記念資料館

広島平和記念資料館が所蔵する資料のうち「被爆者証言ビデオ」の情報を収録したもの。



広島平和記念資料館平和データベース(特別コレクション)

広島平和記念資料館

広島平和記念資料館が所蔵する資料のうち「特別コレクション」の情報を収録したもの。

最終更新日

2022/02/03